

大阪府条例第 号

職員基本条例の一部を改正する条例

職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第八条第一項から第三項までの規定 平成二十五年四月一日</p> <p>四 第十五条の規定 平成二十六年四月一日</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第八条第一項から第三項まで及び第十五条の規定 平成二十五年四月一日</p> <p>2・3 (略)</p> |

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。